

令和6年度 第1回深谷市営住宅 入居者募集案内

広報ふかや令和6年6月号掲載分

■定期募集（抽選）

受付期間：令和6年6月7日（金）から令和6年6月28日（金）消印有効

番号	住宅名	募集戸数	間取	家賃の目安 (月額)	EV	階数	対象
1	緑ヶ丘	1	3DK	21,500～42,300	無	3階	1人世帯以上
2	緑ヶ丘	1	2DK	18,200～35,800		4階	
3	宿根	1	2DK	18,400～36,100	無	2階	
4	宿根	1	3DK	24,100～47,300		3階	
5	戸森	2	3DK	24,800～48,700	有	2, 3階	
6	新井	2	3DK	23,500～47,700	無	2階	

■随時募集（電話申込み先着順）

受付期間：令和6年6月7日（金）から令和6年7月31日（水）

番号	住宅名	募集戸数	間取	家賃の目安 (月額)	EV	階数	対象
7	宿根	1	3DK	22,100～43,300	無	1階	1人世帯以上
8	上柴	2	2UDK	12,000～25,700	無	3, 4階	

※U…2畳半程の納戸です。



問い合わせ・申込み受付窓口

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所
〒360-0826
熊谷市赤城町1-147-2
電話 048-577-6043

次回は令和6年11月に募集予定です。

目 次

Q&A	P 2
1. 入居資格	P 3～4
・単身世帯の要件	
・同居親族の要件	
2. 募集住宅一覧	P 5～6
3. 入居までの流れ（定期募集）	P 7～8
4. 入居資格審査に必要な書類	P 9～11
5. 身元引受人の要件について	P 12
6. 身元引受人資格審査に必要な書類	P 12
7. 家賃について	P 13
8. 敷金について	P 13
9. 共益費・駐車場について	P 13
10. 入居後について	P 13
11. 退去について	P 13
12. 入居資格の特記事項	P 14
13. 収入月額計算方法	P 15～18
14. 住宅情報（所在地・学校区・自治会等）	P 19～20
◇申込書記入例	P 21～22
◇参考書式一式	P 23～27

以下の事項を必ず確認した上、お申込みください。

- ① 入居資格のない方は申込みできません。
申込みの前に、入居資格（P 3～4）をご確認ください。
- ② 申込書提出後は、入居希望住宅番号等の内容変更はできません。
- ③ お預かりした書類等は返却いたしません。
- ④ 入居辞退者は、原則として次回の申込みはできません。
- ⑤ 補欠者等の入居は、当選者より遅れての鍵受渡しになります。
- ⑥ 記入内容に、不備がある場合は申込みの受付はできません。

以下の場合には失格となります。

- ⑦ 申込み内容が虚偽であることが明らかになったとき。
- ⑧ 入居資格を有していない方。
- ⑨ 申込者と同居予定親族の世帯から2通以上の申込みをしたとき。
- ⑩ 申込書の記載内容に不備があったとき。
- ⑪ 入居資格審査・身元引受人資格審査において、指示された書類を指定期日までに提出しなかったとき。
- ⑫ 敷金を指定された期日までに納付しなかったとき。
- ⑬ 申込書に記載した家族が入居できなくなったとき。
- ⑭ 申込みをした後に住所を変更し、埼玉県住宅供給公社に連絡しなかったため、通知が到達しないとき。
- ⑮ 申込みをした後に世帯人数の変更があったとき。

Q 1 市営住宅の設置目的は何ですか？

A 1 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することによって、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

Q 2 埼玉県営住宅との違いは何ですか？

A 2 同じ公営住宅ですが、入居者の募集と管理運営している事業主体が、市であるか、県であるかの違いです。深谷市内には、市営住宅、県営住宅の両方があります。

Q 3 市営住宅と県営住宅の家賃は、どちらが安いですか？

A 3 家賃は、住宅の建設年度、住宅の構造（広さ・間取り等）、設備、入居者と同居親族の所得、家庭状況等によって毎年度変わりますので、一概に比較できません。

Q 4 市営住宅と一般的な賃貸アパートとの違いは何ですか？

A 4	項目	市営住宅	一般的な賃貸アパート
	家賃	民間住宅より割安	市場相場による
	収入に応じた家賃区分	有	無
	敷金、共益費	有	有
	礼金・更新料	無	有又は無
	即時入居	不可 ・定期募集（概ね3ヶ月後） ・随時募集（概ね1ヶ月半後）	可能な物件もある

Q 5 市外又は県外に住んでいますが、市営住宅に申込みはできますか？

A 5 入居資格として、市内に住所のある方又は勤務地が深谷市内にある方を条件の1つとしています。入居資格はP 3～4をご確認ください。

Q 6 单身でも入居できる住宅はありますか？

A 6 すべての住宅において单身の方がお申込み、入居できる住宅となっています。なお、入居される人数によって家賃が変動することはありません。入居資格はP 3～4、募集住宅一覧はP 5～6をご確認ください。

Q 7 家賃以外に、敷金・礼金・更新料・駐車場代等はかかりますか？

A 7 敷金は決定家賃の3ヶ月分で、入居時に納入していただきます。礼金・更新料はありません。駐車場代は1区画3,000円/月です。その他に共益費が発生します。

Q 8 連帯保証人は必要ですか？

A 8 連帯保証人から「身元引受人」に変更しました。身元引受人は、緊急時等に連絡をとることができる方で、1名必要になります。詳細P 3（5）、P 12

Q 9 ペットを飼うことができますか？

A 9 深谷市営住宅では、身体障がい者補助犬以外の犬や、猫・鳥等の動物の飼育は厳禁です。また、ペットを預かる行為や、野良犬や野良猫、鳩やカラス等に餌を与える行為も厳禁です。近隣入居者へのご迷惑となりますので、ご理解ください。

Q 10 パートナーシップ宣誓者の申込みは可能ですか？

A 10 パートナーシップ宣誓者は同居親族と同様の取扱いとなりますので、その他入居資格を満たせば申込みが可能です。詳細P 3～4

1. 入居資格 次の(1)～(7)のすべての要件を満たしていることが必要です。

(1) 深谷市内に住所又は勤務場所があること。

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。 特記事項P14

※持ち家のある方や、県営・市町村営住宅、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、住宅供給公社住宅等に住んでいる方は、申込みできません。

(3) 単身者、もしくは現に同居し又は同居しようとする親族がいること。 詳細P4

※同居親族には、内縁関係、婚姻予定者及びパートナーシップ宣誓者を含みます。
詳細はP4の「同居親族の要件」をご確認ください。

※単身世帯で申込みの方は、P4の「単身世帯の要件」をご確認ください。

(4) 前年における入居世帯の収入月額が、以下の範囲内であること。 詳細P15～18

世帯区分	収入月額
一般世帯	158,000円以下
※裁量世帯(60歳以上の高齢者世帯・障がい者・子育て(未就学児)世帯等)	214,000円以下

※裁量世帯とは、次の①～⑨のいずれかに該当する場合です。

①申込者が60歳以上の方であり、かつ同居者全員が60歳以上又は18歳未満の方。

②1～4級に該当する身体障がい者の方。

③1、2級に該当する精神障がい者の方。

④A、A、Bに該当する知的障がい者の方。

⑤戦傷病者手帳(障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの)の交付を受けている方

⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。

⑦海外からの引揚者で、本邦引揚後5年以内の方。

⑧ハンセン療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入居者等。

⑨同居者に小学校就学前の方がいる世帯。

(5) 身元引受人を付けることができる方。

身元引受人の要件は、次のすべてを満たす方になります。

①同居者以外の方で、緊急時等に連絡をとることができる方が1名必要。

②深谷市内もしくは深谷市に隣接する市町(熊谷市、本庄市、美里町、寄居町、嵐山町、伊勢崎市、太田市)に居住していること又は3親等内の親族で日本国内に居住していること。

(6) 市税に滞納のない方。

※入居資格審査時点で、納期到来分を完納していること。

※分割納付の約束があっても税金の未納がある方は認められません。

(7) 本人及び同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。 ※警察本部へ確認します。

単身世帯の要件

単身世帯とは、申込者本人に現に戸籍上の配偶者がいない方及び同居できる親族がいない方で、次の①～⑧のいずれかに該当する方が対象となります。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は申込みできません。

- ① 60歳以上の方
- ② 障がい者基本法第2条第1号に規定する障がい者でその障がいの程度が次の(ア)から(ウ)までに掲げる障がいのある方
 - (ア) 身体障がい 身体障がい者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで
 - (イ) 精神障がい (知的障がいを除く。) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで
 - (ウ) 知的障がい (イ)に定める精神障がいの程度に相当する程度
- ③ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている方で当該手帳に記載されている身体上の障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である方
- ④ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方
- ⑤ 生活保護受給者である方
- ⑥ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ⑧ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (以下この⑧において「配偶者暴力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者で次の(ア)又は(イ)に該当する方
 - (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護終了日から起算して5年を経過していない方
 - (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

同居親族の要件

現に親がありながら兄弟姉妹・祖父母や孫だけと入居する等、社会通念上不自然な世帯構成での申込みはできません。具体的な要件は以下のとおりです。

- 婚姻予定で申込みの場合、入居可能日の前日までに、婚姻日のわかる戸籍謄本又は婚姻届の受理証明書が提出できること。
- 内縁関係で申込みの場合、申込日時点で、住民票上で継続して1年以上の同居が確認でき、かつ、戸籍上で双方に配偶者がいないことが確認できること。
- 離婚予定で申込みの場合、申込日時点で、住民票上で配偶者と1年以上の別居が確認できるか、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てていることが確認できること。
※戸籍上離婚しておらず、申込日時点で同居している夫婦の一方が、別居のための住宅確保を目的に申込みをすることは認められません。
- パートナーシップ宣誓者の場合、深谷市発行のパートナーシップ宣誓証明書の写し又はパートナーシップ宣誓証明カード両面の写しの提出が必要です。

2. 募集住宅一覧

◎定期募集（抽選）のご案内

定期募集は抽選になりますので、申込時点で部屋の指定はできません。
入居までの流れはP 7～8をご確認ください。

- 受付期間 令和6年6月7日（金）から令和6年6月28日（金）消印有効
- 提出書類 ①深谷市営住宅入居申込書
②同意書 ※申込時は①と②のみです。
- 申込方法 「申込用封筒」に84円切手を貼り郵送してください。
- 申込先 〒360-0826 熊谷市赤城町1丁目147番2号
埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 あて

2階以上の部屋

番号	住宅名	募集戸数	建設年度	間取	家賃の目安 (円)	浴槽	EV	階数	前年倍率
1	緑ヶ丘	1	S59	3DK	21,500～42,300	有	無	3階	—
2	緑ヶ丘	1	S59	2DK	18,200～35,800	有	無	4階	1.3
3	宿根	1	S63	2DK	18,400～36,100	有	無	2階	0.5
4	宿根	1	H5	3DK	24,100～47,300	有	無	3階	—
5	戸森	2	H10	3DK	24,800～48,700	有	有	2,3階	1.7
6	新井	2	H16 H18	3DK	23,500～47,700	有	無	2階	—

※家賃の額は表中の「家賃の目安」の範囲内で、入居する方の収入等に応じて決定されます。

◎随時募集（電話申込み先着順）のご案内 ※6月3日時点

随時募集は電話申込み先着順の受付となり、定期募集とは異なります。詳細は以下のとおりです。

- 受付期間 令和6年6月7日（金）から令和6年7月31日（水）
※電話申込み先着順にて、受付を行います。
- 申込方法
①募集住戸の申込み状況を、お電話にてご確認ください。
②申込み状況確認のお電話の際に、書類の提出を求められましたら、埼玉県住宅供給公社熊谷支所へ必要な書類を直接ご持参ください。
※郵送での受付は行っておりません。
※お電話時点で空きがない場合もありますが、先着順ですのでご了承ください。

■提出書類

- ①深谷市営住宅入居申込書（様式第1号） ※P21～22記入例あり
 - ②同意書
 - ③P9～11の該当する書類
- ※提出書類が不備なく揃った時点で申込み完了となりますので、ご了承ください。

■問い合わせ・申込先

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所（熊谷市赤城町1-147-2）
電話 048-577-6043

■下見会

住宅の下見は、定期募集と同時に実施しますので、それ以外の時期は受付できません。
下見会の日程はP7を確認してください。

1 階の部屋

番号	住宅名	募集戸数	建設年度	間取	家賃の目安（円）	浴槽	EV	階数
7	宿根	1	S63	3DK	22,100～43,300	有	無	1階

※家賃の額は表中の「家賃の目安」の範囲内で、入居する方の収入等に応じて決定されます。

2 階以上の部屋

番号	住宅名	募集戸数	建設年度	間取	家賃の目安（円）	浴槽	EV	階数
8	上柴	2	S46・47	2UDK	12,000～25,700	有	無	3, 4階

※U…2畳半程の納戸です。

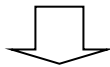
※家賃の額は表中の「家賃の目安」の範囲内で、入居する方の収入等に応じて決定されます。

定期・随時募集 共通の注意点

- 照明器具、ガスコンロ、エアコン、網戸、キッチンの瞬間湯沸し器等は入居者の方にご用意いただきます。部屋によっては、エアコンの室外機が設置できない場合がありますので、窓用エアコンを設置してください。
- 募集開始後、空き住戸が発生した場合、募集戸数に変更となる場合があります。
- 入居資格審査や部屋の修繕等に期間が必要な為、即日入居はできません。

3. 入居までの流れ（定期募集）

(1) 入居資格の確認 ※詳細 P 3～4



(2) 住宅の下見会 ※希望される方のみ

■令和6年6月7日（金）

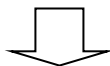
- ・上柴住宅 午前9時30分
- ・緑ヶ丘住宅 午前10時30分
- ・宿根住宅 午前11時30分
- ・戸森住宅 午後2時
- ・新井住宅 午後3時

※下見される部屋は、入居前の修繕を行っておりません。

下見される部屋は募集住宅ではありません。

※事前申込みが必要ですので、**6月6日（木）まで**にご連絡下さい。

埼玉県住宅供給公社熊谷支所 電話：048-577-6043



(3) 申込書の作成、郵送

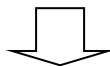
■申込時に必要な書類

- ①深谷市営住宅入居申込書（様式第1号）
- ②同意書

※申込書はP21の記入例を参照し、記入漏れ等ないように注意してください。

■申込方法（申込先はP5参照）

申込用封筒に84円切手を貼り郵送。令和6年6月28日（金）消印有効



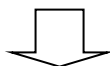
(4) 公開抽選会 ※希望される方のみ

入居予定者を決めるために公開抽選会を行います。

■日 時：令和6年7月12日（金）午前10時

■会 場：埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 2階会議室
熊谷市赤城町1-147-2

※抽選会を欠席しても、抽選結果に影響はありません。



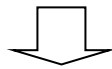
(5) 抽選結果のお知らせ

申込者に当選・落選をお知らせする「抽選結果通知書」を送付します。

■発送予定日：令和6年7月17日（水）

※発送予定日から1週間以上経過しても通知書が届かない場合は、必ずご連絡ください。埼玉県住宅供給公社熊谷支所 電話：048-577-6043

※補欠者の方にも通知します。



(6) 入居資格審査

当選者の方は、P 9～11の提出書類を揃えて、会場へご持参ください。

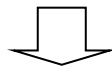
■日 程：令和6年7月31日（水）

■時 間：午前9時～午前12時
午後1時～午後3時 ※時間厳守

■会 場：埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 2階会議室
(熊谷市赤城町1-147-2)

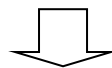
※当日、ご都合の悪い方は、熊谷支所までご連絡ください。

※応募人数により、審査日が変更となる場合があります。



(7) 身元引受人資格審査 ※提出書類P12

入居するためには、身元引受人が1名必要となります。

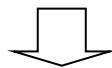


(8) 「請書」の提出及び「敷金」の納入

■提出・納入期限

身元引受人資格審査で承認後かつ入居決定日から14日以内に「請書」を提出し、「決定家賃3ヶ月分の敷金」を納入してください。

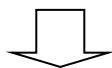
納入確認後、入居可能日を通知します。



(9) 鍵の受渡し

■予定日：令和6年9月6日（金）

鍵渡し後、15日以内に入居を完了してください。



(10) 入居完了の届け出 ※詳細P13「10. 入居後について」

■提出期限：入居後14日以内

4. 入居資格審査に必要な書類

【定期募集に応募された方】

当選者決定後に以下の書類が必要になります。申込時点では不要です。

【随時募集に応募された方】※詳細 P 6

申込時に、以下の書類をご用意していただき、深谷市営住宅入居申込書（様式第 1 号）及び同意書と合わせて、埼玉県住宅供給公社熊谷支所へご持参ください。

■全ての方が必要な書類（市町村長が発行する各種証明書は、3ヶ月以内のもの）

No.	提出書類		発行元等
1	住民票	※世帯全員分で、続柄の記載のあるもの ・婚約中の方は、それぞれの世帯全員分 ・離婚調停中の方は、配偶者と1年以上の別居が確認できるもの ・別居扶養者がいる場合、被扶養者分も必要 ・内縁関係の方は、1年以上の同居が確認できるもの	市・区役所 町・村役場
2	令和6年度 (令和5年分) 課税(所得)証明書	※入居する方全員分 ※中学生以下で入居予定の家族の扶養になっていることがわかる方は不要。 ・住民税非課税の方は非課税証明書 ・令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村で取得してください。	
3	市税に滞納がない ことの証明書又は 完納証明書等	※入居する方全員分 ※中学生以下で入居予定の家族の扶養になっていることがわかる方は不要。 ・市区町村に納付する全ての税目で滞納がないことを確認します。 ・ 深谷市外在住 の方は、お住まいの市区町村長発行の証明書を提出してください。	
4	無資産証明書	※入居する方全員分（中学生以下を除く） ・資産有の場合、土地・家屋名寄帳の写しでも可 ・令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村で取得してください。	
5	現在住んでいる 住宅の証明書	アパート等（民間借家）に住んでいる方は、賃貸契約書の写し	本人
		社宅等で賃貸契約書がない場合は、貸主との賃貸証明を提出してください。	貸主等
		・親族等の家に住んでいる方は、家屋の評価証明書（所有権記載のあるもの） ・共有名義の場合は、共有者すべてが分かるもの	市・区役所 町・村役場

※その他にこちらで指定した書類等がありましたら、提出してください。

■該当する方のみ必要な書類（1/2）

世帯関係（市町村長が発行する各種証明書は、3ヶ月以内のもの）

No.	✓	区分	提出書類	発行元等
1		単身で申込む方	戸籍謄本（独身であることの確認ができるもの）	市・区役所 町・村役場
2		配偶者のいない成人	戸籍謄本（独身であることの確認ができるもの）	
3		母子（父子）世帯の方	戸籍謄本（配偶者がいないこと及び親子関係が確認できるもの） ※親子別戸籍の場合は、双方の戸籍謄本	
4		寡婦（寡夫）控除に該当する方	戸籍謄本 （配偶者の死亡等が確認できるもの）	
5		日本国籍のない方	在留カード両面の写し又は 特別永住者証明書（カード）両面の写し	本人
6		日本国籍のない方で上記1 又は2に該当し、戸籍謄本 等が取得できない方	日本語訳付の公的証明書 （配偶者の死亡・離婚・未婚が確認できるもの）	大使館等
7		障がい者の認定を 受けている方	身体障がい者手帳の写し、精神障がい者保 険福祉手帳の写し又は精神障がいの障がい 年金給付の証明書、療育手帳の写し、戦傷 病者手帳の写し等	本人
8		生活保護受給者の方	生活保護受給証明書の写し（受給開始年月 日の記載があるもの）	本人
9		内縁関係に該当する方	戸籍謄本 （双方独身であることが確認できるもの）	市・区役所 町・村役場
10		婚姻予定の方	婚約申立書	P27様式
			婚姻日のわかる書類 （戸籍謄本又は婚姻届の受理証明書） ※入居可能日の前日までに提出してください。	市・区役所 町・村役場
11		離婚予定の方	住民票（1年以上の別居が確認できるもの）	市・区役所 町・村役場
12		離婚調停中の方	戸籍謄本 事件係属関係証明書（事由：離婚）	家庭裁判所
13		別居扶養者のいる方	源泉徴収票又は最新の確定申告書の写し	勤務先・本人
14		原子爆弾被爆者の方	被爆者健康手帳の写し	
15		DV被害者の方	次のいずれかの書類 ①配偶者暴力相談支援センターの長の証明（入所証明） ②母子生活支援施設の長の証明（入所証明） ③裁判所が決定した保護決定書の写し	
16		ハンセン病療養所等に 入所していた方	ハンセン病療養所等の長又は厚生労働省健康局疾病対策 課長が証明した入所証明書	
17		パートナーシップ宣誓者	パートナーシップ宣誓証明書の写し又は パートナーシップ宣誓証明カード両面の写し	深谷市

※その他にこちらで指定した書類等がありましたら、提出してください。

■該当する方のみ必要な書類 (2/2)

仕事関係 (市町村長が発行する各種証明書は、3ヶ月以内のもの)

No.	✓	区分	提出書類	発行元等
1		令和5年1月2日以降に現在の職場に就職された方	給与支払証明書 (勤務先代表者印があるもの) ※複数の職場に継続して就職している場合は、全ての職場分	勤務先 P 2 3 様式
2		令和5年1月2日以降に事業を開始された方	事業所得等収支明細書 ※現金出納帳など収支明細を証明する帳簿を持参してください。	本人 P 2 4 様式
3		令和5年1月2日以降に退職された方	退職証明書(当時の勤務先の代表者等が証明したもの)又は雇用保険受給資格者証の写し	勤務先 P 2 5 様式 (退職証明)
4		深谷市外の居住者で、深谷市内に勤務先がある方	在職証明書(勤務先の代表者等が証明したもので、深谷市在勤であることがわかるもの)	勤務先 P 2 6 様式

※その他にこちらで指定した書類等がありましたら、提出してください。

■深谷市で発行する書類

P 9 ~ 1 2 の提出書類のうち、深谷市役所で発行する書類に関するお問い合わせは、市のホームページをご覧ください。以下までお問い合わせください。

深谷市役所 048-571-1211 (代表)
※平日8時30分~17時15分まで

5. 身元引受人の要件について

■要件 ※①～②のすべてを満たす方

- ①同居者以外の方で、緊急時等に連絡をとることができる方が1名必要。
- ②深谷市内もしくは深谷市に隣接する市町(熊谷市、本庄市、美里町、寄居町、嵐山町、伊勢崎市、太田市)に居住していること又は3親等内の親族で日本国内に居住していること。

■連帯保証人から「身元引受人」に変更

令和2年4月1日以降に新たに入居される場合、連帯保証人ではなく「身元引受人」が1名必要となります。連帯保証人との違いは、連帯保証人はすべての債務を保証するものですが、身元引受人は債務の保証がありませんので、滞納家賃や退去時の修繕費用等を請求されることはありません。

6. 身元引受人資格審査に必要な書類

1. 深谷市営住宅入居請書

※入居資格審査の際にお渡しします。

2. 身元引受人の書類

✓	身元引受人	提出書類	発行元等
	深谷市内もしくは深谷市に隣接する市町(熊谷市、本庄市、美里町、寄居町、嵐山町、伊勢崎市、太田市)に居住している場合	印鑑登録証明書	市・区役所 町・村役場
	上記1以外の3親等内の親族で、日本国内に居住している場合	①印鑑登録証明書 ②戸籍謄本 ※3親等内の親族であることが確認できるもの	

※その他にこちらで指定した書類等がありましたら、提出してください。

※市町村長が3ヶ月以内に発行したもの。

※身元引受人資格審査は、入居資格審査が滞りなく終了した場合に行います。

■提出先

〒360-0826

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 (熊谷市赤城町1-147-2)

電話 048-577-6043

7. 家賃について

家賃は入居する世帯の構成・収入に応じて決定されますので、入居資格審査の結果とともにお知らせします。

家賃は毎月末日までに口座振替により納入していただきます。

翌年度以降の家賃については、収入申告書を前年の7月～8月頃に提出していただき、その結果に基づき決定します。収入基準を超えるときは、超過の割合に応じて加算された家賃となります。また、入居してから5年以上経過し、収入調査で「高額所得者」に認定された場合は住宅の明渡しが請求されます。

8. 敷金について

敷金は決定家賃の3ヶ月分となります。身元引受人資格審査で承認後、入居決定日から14日以内に請書の提出及び敷金を納入してください。納入確認後に入居可能日を通知します。

9. 共益費・駐車場について

入居者の方は、住宅内で組織する「管理委員会」へ必ず加入し、共同で利用する施設の費用（共益費）の集金・支払いや、駐車場の管理、敷地内の清掃・除草作業等を行っていただきます。

駐車場は1戸につき1区画で、使用料は3,000円/月です。毎月月末までに納入していただきます。住宅によっては空き待ちとなる場合があります。

駐車場の管理は、各住宅の入居者で組織した「駐車場管理運営委員会」に委託しています。駐車場を利用される方は、「駐車場使用許可申請書」を駐車場管理運営委員会へ提出し、駐車場の利用方法の説明を受けてください。入居者及び同居者以外が使用する車両は駐車できません。

自動車を2台以上お持ちの場合、2台目分以降は民営の駐車場を借りてください。

10. 入居後について

入居後14日以内に、深谷市役所市民課総合窓口にて住民登録の手続き（転入・転居）を行ってください。※総合支所では受付できません。

住民登録手続き完了後、「市営住宅入居完了届」を埼玉県住宅供給公社熊谷支所へ提出してください。

仕事や旅行等で15日以上住宅を空ける場合や、同居家族の変更、模様替えの工事（例：手すり・スロープの設置、床・クロスの張替、キッチン・バス・トイレの既存設備の交換・撤去、コンセントの増設等）は必ず市の承認を得てから行ってください。守られない場合は明渡しを請求することがあります。

11. 退去について

退去される14日前までに埼玉県住宅供給公社熊谷支所まで連絡のうえ、退去検査を受けてください。退去検査は入居者立ち合いの元に行います。

入居者が持ち込んだ家具等は全て撤去し、畳の表替え、襖の張替、故意・過失により破損・損傷した部分の修繕を、入居者の費用負担により行っていただきます。

12. 入居資格の特記事項

■以下に該当する場合は、住宅に困窮していると認められます。

- (1) 住宅以外の建物や場所又は保安上危険な住宅や、衛生上有害な状態にある住宅に住んでいる方。
- (2) 親族等の家に同居しているが、著しく生活上の不便を受けている方や、現住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成の関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある方。

■以下に該当する場合は、住宅に困窮しているとは認められないため、申込みできません。

- (1) 自己の責めに帰すべき事由（家賃滞納、破損等）により家主、貸し主等から立ち退きを要求されている方。
- (2) 親族等の家に同居している方で、過密な住宅環境でない方。

13. 収入月額計算方法

(1) 年間所得金額

最初に家族全員の年間所得金額を計算します。この年間所得金額とは年間収入額から所得控除を差し引いた金額のことです。

ア 給与、事業所得

(①～③の方は次ページの計算をする必要はありません。)

①	給与所得 (パート、アルバイトを含む)	源泉徴収票では「支払金額」ではなく「給与所得控除後の金額」が年間所得金額です。市町村発行の所得証明書では「給与収入」ではなく「所得金額」が年間所得金額になります。
---	------------------------	---

②	事業所得	確定申告書の所得金額がそのまま年間所得金額に当たります。
---	------	------------------------------

③	令和5年1月2日以降に事業又は営業を開始した場合	事業を営んだ月数の年間収入金額から推定年間所得金額を算出	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 = \text{推定年間所得金額}$
---	--------------------------	------------------------------	---

(④～⑤の方は下記のとおり推定年間収入を算出し、P16を参考に年間所得金額を計算してください。)

④	令和5年1月2日以降に就職又は転職した場合	勤続月数から推定年間収入金額を算出します。	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間収入金額}$
---	-----------------------	-----------------------	---

⑤	就職後1ヶ月に満たず、まだ1ヶ月分の給料が支給されない場合	基本給、家族手当、住宅手当等固定的給与を12倍する。	$\text{固定的給与} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$ $\text{時給} \times \text{時間} \times \text{日数} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$
---	-------------------------------	----------------------------	--

イ 年金所得

(⑥の方は非課税年金ですので、年間所得金額はありません。)

⑥	遺族年金、障がい者年金、恩給扶助料、老齢福祉年金等の非課税年金受給者
---	------------------------------------

(⑦の方はP16(3)を参考に年間所得金額を計算してください。)

⑦	国民年金、厚生年金、公務員共済年金等の課税年金受給者
---	----------------------------

(2) 推定年間収入金額から年間所得金額を算出 (④～⑤に該当する方)

ア 端数処理

推定年間収入金額を下の(表1)に従って端数を整理します。

(表1)

年間収入金額の範囲	端数整理の方法・結果
1,618,999円以下	端数整理しない
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,619,000円
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,620,000円
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,622,000円
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,624,000円
1,628,000円以上6,599,999円以下は、次のように整理する。 ※推定年間収入を4,000で除して小数点以下を切り捨て、これに4,000を乗じる。 (例) 2,131,987円÷4,000=532.9967⇒532×4,000=2,128,000円	
6,600,000円以上	端数整理しない

イ 年間所得金額計算

端数整理した金額を(表2)の右欄の計算式により年間所得金額を計算します。

(表2)

端数整理後の年間収入金額	年間所得金額
550,999円以下	0
551,000円以上 1,627,999円以下	端数整理後の年間収入金額－550,000円
1,628,000円以上 1,799,999円以下	端数整理後の年間収入金額×0.6+100,000円
1,800,000円以上 3,599,999円以下	端数整理後の年間収入金額×0.7－80,000円
3,600,000円以上 6,599,999円以下	端数整理後の年間収入金額×0.8－440,000円
6,600,000円以上 9,999,999円以下	端数整理後の年間収入金額×0.9－1,100,000円

(3) 課税年金収入からの年間所得金額の計算 (⑦に該当する方)

公的年金の源泉徴収票の支払金額又は年金の支払通知書合計額を次の(表3)の計算式に当てはめて年間所得金額を算出します。

(表3)

受給者	その年の年金額 (円)	年間所得金額 (円)
65歳以上	1,100,000円以下	0
	1,100,001円以上 3,299,999円以下	年金額－1,100,000円
	3,300,000円以上 4,099,999円以下	年金額×0.75－275,000円
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年金額×0.85－685,000円
65歳未満	600,000円以下	0
	600,001円以上 1,299,999円以下	年金額－600,000円
	1,300,000円以上 4,099,999円以下	年金額×0.75－275,000円
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年金額×0.85－685,000円

※受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。

所得金額計算 (所得金額調整控除)

給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が10万円を超える場合は、給与所得控除後の金額から最高で10万円を差引いた額が給与所得金額となります。給与所得控除後の金額が10万円未満の場合はその金額を差引きます。

(4) 収入月額の算定

世帯の年間所得金額（本人の年間所得金額と家族の年間所得金額の合計）から「親族による控除」と「特別控除」を差し引き、控除後の金額を12で割った金額が「収入月額」になります。

ア 親族による控除（一般控除）

すべての世帯にあてはまり、収入のある配偶者や親族も対象となります。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{入居} \\ \text{世帯数} \\ \hline \text{名} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{申込} \\ \text{本人} \\ \hline \text{1名} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{遠隔扶養} \\ \text{親族} \\ \hline \text{名} \\ \hline \end{array} \right) \times 38 \text{万円} = \begin{array}{|c|} \hline \text{親族控除額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

イ 特別控除

家族の状況にあわせて別控除(次ページ参照)があります。

収入月額計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の年間} \\ \text{所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \text{(ア+イ)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除後の} \\ \text{世帯年間所} \\ \text{得額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div 12 \text{月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{収入月額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

特別控除の種類について

種類	控除対象者	控除金額
給与所得等控除	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	100,000円×人 ＝円 (所得金額が10万円未満である場合には、当該所得金額)
老人扶養親族	扶養親族・同一生計配偶者のうち、入居可能日の前日時点で、年齢70歳以上の方	100,000円×人 ＝円
特定扶養親族	扶養親族のうち、入居可能日の前日時点で年齢16歳以上23歳未満の方	250,000円×人 ＝円
障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ㉞ 療育手帳における障がいの程度が、B(中度)C(軽度)の知的障がい者と判定された方 ㉟ 2級、3級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 ㊱ 3級～6級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 ㊲ 第四項症から第六項症まで又は第一款症までの戦傷病者手帳の交付を受けている方 ㊳ 入居可能日の前日時点で、年齢65歳以上で障がいの程度が㉞㉟と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	270,000円×人 ＝円 ※同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は、控除額の大きいものが対象
特別障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ㉞ 心神喪失の状況にある方 ㉟ 1級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 ㊱ 療育手帳における障がいの程度が、A(重度)㊲(最重度)の知的障がい者と判定された方 ㊳ 1級、2級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 ㊴ 特別項症から第三項症までの戦傷病者手帳の交付を受けている方 ㊵ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 ㊶ 入居可能日の前日時点で、年齢65歳以上で障がいの程度が㉞㉟㊱と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 ㊷ 常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000円×人 ＝円 ※同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は、控除額の大きいものが対象
ひとり親	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、次の要件すべてに当てはまる方 (1)生計を一にすることもがいないこと (2)合計所得金額が500万円以下であること (3)所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	350,000円×人 ＝円 ※所得金額が35万円未満の場合は当該所得金額
寡婦	所得者本人が、㉞～㊱のいずれかに該当し、かつ、(1)～(3)の要件すべてに当てはまる方 ㉞ 夫と離婚してから婚姻をしていない方で扶養親族がいる方 ㉟ 夫と死別してから婚姻をしていない方 ㊱ 夫の生死が明らかでない方 (1)ひとり親に該当しないこと (2)合計所得金額が500万円以下であること (3)所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	270,000円×人 ＝円 ※所得金額が27万円未満の場合は当該所得金額

14. 住宅情報

上柴住宅	
所在地	深谷市上柴町西1丁目15番地1 〒366-0052
建設年度	昭和46～48年度
規模	中層住宅（4階建） 3棟 96戸
棟別間取	46年度棟 2UDK 40.4㎡ 32戸
	47年度棟 2UDK 43.1㎡ 32戸
	48年度棟 2UDK 46.7㎡ 32戸
ガス設備	プロパンガス（深谷液化ガス組合）
その他施設	駐車場（空き待ちとなる場合があります。） 駐輪場
	浴槽・給湯器 トイレ（洋式・水洗）
学校区	市立上柴西小学校 市立上柴中学校
自治会	なし

緑ヶ丘住宅	
所在地	深谷市緑ヶ丘22番 〒366-0054
建設年度	昭和59・60年度
規模	中層住宅（4階建） 7棟 96戸
棟別間取	59-1 59-2 60-1 60-2 60-3 60-4号棟 3DK 60.8㎡ 80戸
	59-3号棟 2DK 51.0㎡ 16戸
ガス設備	都市ガス（埼玉ガス株）
その他施設	駐車場 駐輪場 児童遊園
	浴槽・風呂釜 トイレ（洋式・水洗）
学校区	市立上柴西小学校 市立上柴中学校
自治会	緑ヶ丘自治会

宿根住宅

所在地	深谷市宿根 600 番地 〒366-0810	
建設年度	昭和 63 年度	平成 5 年度
規模	中層住宅 (3 階建) 2 棟 36 戸	中層住宅 (3 階建) 4 棟 72 戸
棟別間取	63-1 号棟 3DK 60.6 m ² 18 戸	5-1 5-2 5-3 号棟 3DK 61.4 m ² 54 戸
	63-2 号棟 2DK 50.5 m ² 18 戸	5-4 号棟 2DK 51.0 m ² 18 戸
ガス設備	プロパンガス (深谷液化ガス組合)	都市ガス (埼玉ガス株)
その他施設	駐車場 駐輪場 児童遊園 集会室	
	浴槽・風呂釜 トイレ (洋式・水洗)	
学校区	市立深谷西小学校 市立南中学校	
自治会	中通り自治会	

戸森住宅

所在地	深谷市戸森 56 番地 1 〒366-0833	
建設年度	平成 10 年度	
規模	中層住宅 (4~5 階建) 2 棟 72 戸	
棟別間取	A 号棟 3DK 62.4 m ² 48 戸 5 階建	
	B 号棟 2DK 52.5 m ² 24 戸 4 階建	
ガス設備	都市ガス (埼玉ガス株)	
その他施設	駐車場 駐輪場 児童遊園 集会室 エレベーター	
	浴槽・給湯器 トイレ (洋式・水洗)	
学校区	市立大寄小学校 市立深谷中学校	
自治会	戸森自治会	

新井住宅

所在地	深谷市新井 354 番地 1 〒366-0016		
建設年度	平成 16・18 年度		
規模	木造住宅 (2 階建て)		
間取り	2DK	3DK	2K
棟別間取	1・3・5・7・14・ 15・18 号棟 55.5 m ² 28 戸	2・4・6・8・10・11・ 12・13・16・17 号棟 65.44 m ² 40 戸	9・19 号棟 42.6 m ² 8 戸
	洋室 6 帖 和室 6 帖 DK7.3 帖	北洋室 6 帖 南洋室 5 帖 和室 6 帖 DK7.3 帖	洋室 5 帖 和室 6 帖 キッチン 4 帖
ガス設備	プロパンガス (深谷液化ガス組合)		
その他施設	駐車場 駐輪場 児童遊園 集会室		
	浴槽・給湯器 トイレ (洋式・水洗)		
学校区	市立明戸小学校 市立明戸中学校		
自治会	新井西部自治会		

記入例

深谷市営住宅入居申込書

深谷市長 あて
 （埼玉県住宅供給公社の理事長）

令和 ●年 ●月●●日

ふりがな **ふかやだいすけ**
 申込者 氏名 **深谷大助**

住所	郵便番号	●●●-●●●●	電話番号	●●●-●●●-●●●●
	深谷市仲町●●-●● ふかやアパート●●●●号			
勤務先	名称	深谷商事(株) 深谷支店	電話番号	●●●-●●●-●●●●
	所在地	深谷市仲町●●-●●		

アパート・マンション名まで正確に記入してください。

下記のとおり市営住宅に入居したいので、別て申込みいたします。

世帯構成状況	続柄	ふりがな氏名	生年月日	職業
	1	本人	ふかや だいすけ	平成 2年 6月 14日
深谷 大助				
2	妻	ふかや はなこ	平成 3年 1月 29日	主婦
		深谷 花子		
3	子	ふかや いちろう	平成 28年 8月 10日	小学生
		深谷 一郎		
4	子	ふかや かずみ	令和 2年 4月 17日	幼稚園児
		深谷 一美		
5	子	ふかや じろう		
		深谷 二郎		

募集住宅一覧（P5～6）の「番号」
1～8の内1つ記入してください。

現在の住宅の状況(○印)	借家 実家 その他 ()	入居希望住宅	1
--------------	---	--------	----------

住宅に困窮している実情	例) 親族の家に同居していますが、先日こどもが生まれ、3人で6畳間に生活しています。狭すぎて生活するのに不便なので、市営住宅入居を希望します。
-------------	--

住宅申込みの理由を、具体的に記入してください。

※申込書は定期募集・随時募集共通です。

申込書 記入上の注意

- 住所は番地（アパート名等がある場合にはアパート名・部屋番号まで）を略さず記入してください。
- 世帯構成状況欄には、市営住宅に入居又は入居しようとする方全員を記入してください。続柄、生年月日等の記入漏れの無いようにお願いします。
- 現在の住宅状況の欄では、現在お住まいの住宅がアパート等の場合は「借家」に、申込者の実家の場合は「実家」に○を付けてください。
- 入居希望住宅欄へ希望する住宅の番号（1～8）の内1つ記入してください。
- 住宅に困窮している実情欄は、入居希望の理由や住宅に困窮している現状を具体的に記入してください。

給与支払証明書

※この証明書は、前年1月2日以降に現在の職場に就職した方が提出するものです。

氏 名	住 所		賞与（有・無）※どちらかに○
採用年月日	職 種	扶養親族	・年間予定数 _____ 回 ・基本給 × _____ 倍 _____ 倍 ※2回以上の場合はそれぞれ記載
年 月 日		人	

年	月	基本給	時給 (日給)	勤務時間 /日	勤務日数 /月	賞与	その他手当 (時間外等)	月計
計								

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和 年 月 日 住 所 _____

給与支払者 氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____

【記入上の注意】

- ア 直近の支給からさかのぼった1年間を記入してください。
(前の勤務先等での収入は記入不要です。)
- イ 就職後1年に満たない場合は、今後1年間の推定年間給与(賞与含む)の合計を算出し記入してください。
- ウ 給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し、社印又は代表者印を、また個人の場合は個人印を押してください。
- エ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- オ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください

該当される方はコピーをして
ご利用ください。

事業所得等収支明細書

令和 年 月 日

1 氏 名 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

2 業 種 名 _____

3 事業開始年月日 _____ 年 月 日

事業所名称 _____

4 事業期間 年 月 日～ 年 月 日

事業所所在地 _____ 電話番号 _____

5 月別収支内訳

区分	月別												合 計
	年 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
収入の部													
	計												
支出の部													
	計												
差 引													

※ さかのぼって1年間（1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。

※前年1月2日以降に自営業を開業した方が提出するものです。

該当される方はコピーをして
ご利用ください。

退職証明書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、 年 月 日付けで退職したことを証明します。

令和 年 月 日

埼玉県住宅供給公社 理事長 宛

証明者 {

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ ⑩

電話番号 _____

※この証明書は、前年1月2日以降に退職した方が提出するものです。

該当される方はコピーをして
ご利用ください。

在 職 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より当社（所）に在職していることを証明
します。

勤務場所 深谷市 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

埼玉県住宅供給公社 理事長 宛

証明者 {

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

該当される方はコピーをして
ご利用ください。

婚 約 申 立 書

令和 年 月 日

埼玉県住宅供給公社 理事長 宛

私たちは、 年 月 日婚約が成立し、入居可能日の前日までに入籍
することを申し立てます。

なお、入籍後はすみやかに、戸籍謄本又は婚姻届の受理証明書を提出することを申
し添えます。

申込者 住 所 _____

氏 名 _____

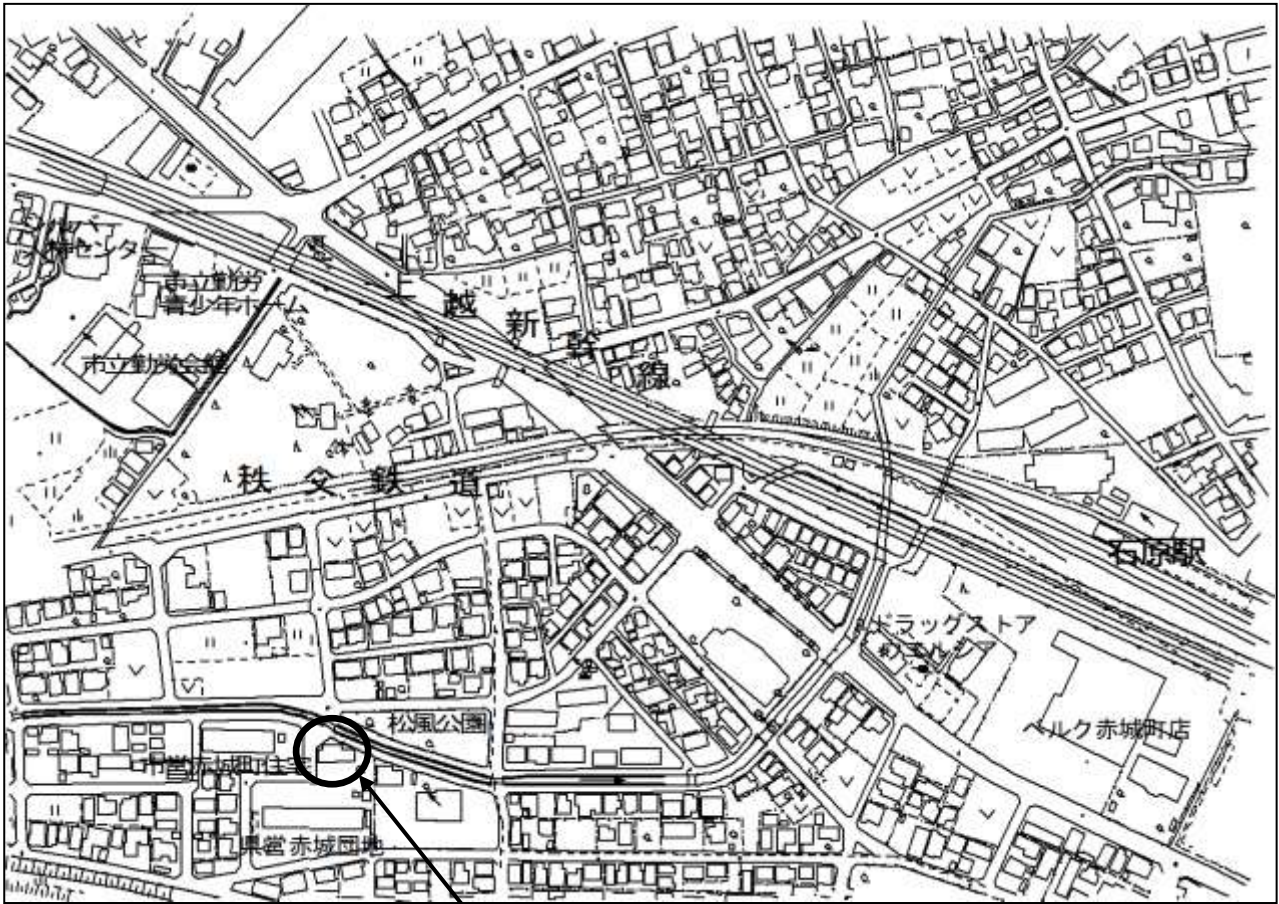
生年月日 _____ 年 月 日生

婚約者 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

該当される方はコピーをして
ご利用ください。



埼玉県住宅供給公社 熊谷支所



【問い合わせ・申込み受付窓口】

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 市営住宅担当
〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2
電話 048-577-6043

(表)

様式第1号 (第3条関係)

深谷市営住宅入居申込書

深谷市長 へ
(埼玉県住宅供給公社の理事長)

令和 年 月 日

ふりがな
申込者 氏 名

住所	郵便番号		電話番号	
勤務先	名称		電話番号	
	所在地			

下記のとおり市営住宅に入居したいので、別記(裏)の事項を誓約し、及び同意して申込みいたします。

記

世帯構成状況	続柄		ふりがな氏名	生年月日	職業
	1				
	2				
	3				
4					
5					
現在の住宅の状況(○印)		借家 実家 その他()	入居希望住宅		
住宅に困窮している実情					

(裏)

別記

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、入居の承認を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

同 意 書

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、利用目的等の通知または公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報につきましても、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

ついては、下記事項をご確認いただき、同意の証として住所・氏名欄にご署名をお願いいたします。

記

1. 個人情報の利用目的

- ① 賃貸住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ② 各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内
- ③ 各種アンケートのお願い
- ④ 調査・統計資料の作成
- ⑤ その他住宅等の管理上必要な場合

2. 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

3. 個人情報の第三者提供

当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の預託

当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

5. 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当公社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。

なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

私が提供する個人情報の利用目的等の上記事項について、確認しました。ついては、その利用目的等について同意します。

令和 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社理事長

申込者 住所 _____

申込者 氏名 _____

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口

TEL 048-829-2863 FAX 048-824-3786

メールアドレス privacy@saijk.or.jp